病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出書添付書類

1	_届出に係る病棟薬剤業務実施加算の区分(届出を行うもの全てに〇を付す)					
	() 病棟薬剤業務実施加算 1					
	() 病棟	薬剤業務実施加算 2				
2	病棟薬剤業務の実施体制					
	病棟名	当該病棟で算	算定している入院料	専任薬剤師の氏	:名	
2	业武伊岭医康		の処徴なが決計のも	4.2 可作用体の触起が	+ +m +⊏	
3			iの技楽及び注射の1 i事者に速やかに提供	犬況、副作用等の情報で せずみ方法	と把握	
			一			
1	医漱口桂起答I	田宍の遊刘師し唐博		 師の情報共有の方法		
4	医笨血情報官。	生主の条削師と病保 ————	条削未伤を117条用 	リ帥の情報共有の万法 		
_	医苯甲桂耙丝	四ウマ竺四レマハフ	桂却大医康兴市老 4	シボロ ロコエナフナナ		
5	医类品情和官员	<u>埋至で官埋している</u>	情報を医療促事有の	「容易に入手する方法		
_	77 7 1		11 44 - 100 T			
6	迅速に適切な打	措置を講じることが	できる体制の概要			
	 [記載上の注意]					
	1 「2」については、当該加算を算定する入院料(障害者施設等入院基本料又は小児入院医療					

- 1 「2」については、当該加算を算定する入院料(障害者施設等入院基本料又は小児入院医療管理料以外の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を除く。)を算定しているすべての病棟の名称、算定している入院料及び専任の薬剤師の氏名(複数の場合は全ての氏名)を記載すること。
- 2 「3」については、医薬品ごとの使用患者数、使用量、投与日数等の情報の把握方法及び発生した医薬品の副作用等の情報を積極的に収集するための体制について、具体的に記載するとともに、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例を添付すること。
- 3 「4」については、共有する情報の内容及び情報共有の頻度についても記載すること。
- 4 「5」については、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易に入手できることが分かる資料を添付すること。
- 5 「6」については、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるための組織の体制 及び情報伝達の流れが分かる資料を添付すること。
- 6 上記「3」から「6」に係る業務手順書を添付すること。